

## 農薬登録失効に伴う登録保留基準の改廃について

### 水質汚濁に係る登録保留基準の削除について

登録失効した下記農薬について水質汚濁に係る登録保留基準を削除する。

	登録年月日	失効年月日
ベンタゾン	S 5 0 年 5 月 7 日	H 1 7 年 5 月 7 日
フラチオカルブ	H 7 年 1 1 月 2 8 日	H 1 8 年 1 月 1 3 日

ベンタゾンについては、ベンタゾンナトリウム塩とともに基準値が設定されているため、ベンタゾンナトリウム塩については基準値を残す。

### (参考)

農薬登録失効に伴う登録保留基準の削除により、水質汚濁に係る登録保留基準の設定数は以下のとおりとなる。

水質汚濁に係る登録保留基準.....	1 3 2 農薬
「農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件第4号の環境大臣の定める基準」に基づき環境大臣が個別に設定する基準.....	1 3 1 農薬
環境基本法に基づく水質環境基準（健康項目）に連動して設定された基準.....	1 農薬

( ) オリサストロピンの水質汚濁に係る登録保留基準告示後は1 3 3 農薬となる。